

## (5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成30年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

米子市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金566,568円を支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金319,094円を支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生日

平成28年10月13日

#### (2) 事故発生場所

米子市明治町地内

(3) 事故の状況

鳥取県立総合療育センター所属の職員が、公務のため普通特種自動車（身体障害者輸送車）を運転中、前方の注意を怠ったため、前方で停止していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。